

令和6年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

追加議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団



令和6年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会追加議案参考資料目録

議案等番号	件名	頁
議案第5号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表	1



かずさ水道広域連合企業団職員給与の種別及び基準に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（第2号会計年度任用職員にあつては、任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者に限る。以下この条において同じ。）に対して、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者（広域連合企業長が定める者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員（第2号会計年度任用職員にあつては、<u>広域連合企業長が定めるものを除く。</u>）のうち、それぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（広域連合企業長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるものには、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 基準日に育児休業をしている職員（第2号会計年度任用職員にあつては、<u>広域連合企業長が定めるものを除く。</u>）のうち、それぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間があるものには、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(第1号会計年度任用職員の給与)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者（広域連合企業長が定める者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員のうち、それぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（広域連合企業長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるものには、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 基準日に育児休業をしている職員のうち、それぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間があるものには、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(第1号会計年度任用職員の給与)</p>

<p>第23条の2 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職を占めるもの（以下「<u>第1号会計年度任用職員</u>」という。）の給与の種類は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号会計年度任用職員の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（1週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職（死亡による退職を含む。<u>次項において同じ。</u>）した第1号会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第1号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>4 <u>第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（1週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対してその者の作業又は勤務の成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職した第1号会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第1号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第25条 略</p> <p>2 第6条及び第8条の規定は、第2号会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第23条の2 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職を占めるもの（以下「<u>第1号会計年度任用職員</u>」という。）の給与の種類は、報酬及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号会計年度任用職員の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（1週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職（死亡による退職を含む。）した第1号会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第1号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第25条 略</p> <p>2 第6条、第8条及び第17条の規定は、第2号会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>3・4 略</p>
---	---